

奈良県広域水道企業団就業規則等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年11月28日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第4号

奈良県広域水道企業団就業規則等の一部を改正する規程

(奈良県広域水道企業団就業規則の一部改正)

第1条 奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第4項まで」の次に「及び第16条の2第2項」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の2 企業長は、奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和7年2月条例第25号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 企業長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、別に定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員

の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 企業長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第17条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

第19条中「（令和7年2月条例第25号）」を削る。

（奈良県広域水道企業団就業規則施行規程の一部改正）

第2条 奈良県広域水道企業団就業規則施行規程（令和7年3月企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「。以下「補償法」という。」を削る。

第27条第2項中「始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した」を削る。

第29条第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（育児休業法第19条第1項及び奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和7年2月条例第25号）

第22条第1項の規定により承認されている勤務時間の一部について」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項及び育児休業条例第22条第3項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことの承認を受けて」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該」を「、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（就業規則第16条の2第2項の別に定める期間）

第30条 就業規則第16条の2第2項の別に定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

（奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第3条 奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和7年3月企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第11号中「含む。」の次に「第12条第1項第3号を除き、」を加え、同項第15号中「第16号」を「次号」に改める。

第12条第1項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等)

第12条 企業長は、奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和7年2月条例第25号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出会計年度任用職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出会計年度任用職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号及び第4項において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出会計年度任用職員の意向を確認するため措置
  - (3) 奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出会計年度任用職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出会計年度任用職員の意向を確認するための措置
- 2 企業長は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において「対象会計年度任用職員」という。）に対して、対象会計年度任用職員の子が1歳1ヶ月に達する日の翌々日から2歳1ヶ月に達する日の翌日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象会計年度任用職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号及び第4項において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象会計年度任用職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象会計年度任用職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象会計年度任用職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象会計年度任用職員の意向を確認するための措置
- 3 企業長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事

項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、会計年度任用員に対する出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等の請求等に係る意向確認等については、常勤職員の例による。

本則に次の1条を加える。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 企業長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようになるため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

- 2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務環境の整備に関する措置については、常勤職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第1条中奈良県広域水道企業団就業規則第19条の改正規定及び次項の規定、第2条中奈良県広域水道企業団就業規則施行規程第25条第1項第1号の改正規定並びに第3条中奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第9条第1項第15号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 企業長は、施行日前においても、改正後の奈良県広域水道企業団就業規則第16条の2第2項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。